事　業　概　要

令 和 7 年 版

東京都子供政策連携室

目　　次

第１　子供政策連携室の役割 ･･ 3

第２　執行体制と分掌事務
　１　体制図 ･･ 7
　２　分掌事務 ･･ 8
　３　職員配置状況 ･･ 9

第３　予算概要
　１　総額 ･･ 13
　２　歳入 ･･ 13
　３　歳出 ･･ 13

第４　事業内容
　１　子供政策の企画・立案及び調整 ･･ 17
　(1)「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針2025」の策定 ･ 17
　(2)「こども未来アクション2026（仮称）」の策定 ･･････････････････････････････ 18
　(3) 子供の意見やエビデンスに基づく子供政策の推進 ･･････････････････････････ 18
　(4) 東京都こども基本条例の普及啓発 ･･ 20
　(5) こども未来会議の運営 ･･ 21
　(6) 子供とつながる情報プラットフォーム ･･････････････････････････････････････ 22
　(7) 組織横断の取組の推進 ･･ 23
　(8) 多様な主体と連携した子供の笑顔を育む取組 ･･････････････････････････････ 32
　(9) 子供政策総合推進本部の運営 ･･ 35

　２　少子化対策の企画・立案及び調整 ･･ 37
　(1)「少子化対策の推進に向けた論点整理 2025」の策定 ･･････････････････････････ 37
　(2) 少子化対策の推進 ･･ 39

　３　思春期の子供から成人への移行期に当たる年代を対象とした既存の枠組みに収まらない新たな重要施策の企画・立案及び連携推進 ･･････････････････････････････ 41
　(1) 都版海外留学支援制度（大学生等向け）の実施 ･･････････････････････････････ 41
　(2) 世界と伍して渡り合うことのできる人材像についての調査の実施 ･･････････････ 41

参考資料
　東京都こども基本条例 ･･ 45

第１　子供政策連携室の役割

子供政策連携室の役割

チルドレンファーストの社会の実現

子供は、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であり、「子供の笑顔」には、家族を笑顔にし、周りにいる人々をも笑顔にする力がある。社会に希望と活力を与える源である「子供の笑顔」があふれるチルドレンファーストの社会を実現するため、子供を客体でなく主体として捉え、生まれてから幼児期、学童期、青年期など、ステージを通じて一貫してサポートし、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を大切に育んでいく。また、子供の声・意見やエビデンスに基づき、子供の実情や抱える課題を的確に把握し、子供に寄り添った子供のための実効性のある政策を練り上げ、機動的に展開していく。

望む人が安心して子供を産み育てることができる社会の実現

我が国は予想をはるかに超える速さで少子化が進展している。

社会の存立基盤を揺るがす少子化は国家的な課題であり、国を挙げて取り組むべきものである。都は一刻の猶予もないとの認識の下、多様な価値観や考え方を尊重しながら幅広い対策を実践している。

少子化対策の更なる推進に向け、少子化の複合的な要因や都の特性等に対応して、多角的な観点から対策を実践するとともに、望む人が結婚から妊娠・出産、子育てをしやすいように、ライフステージを通じた切れ目ない支援を展開していく。

また、都・国・区市町村・民間企業等がそれぞれの役割のもと連携し、社会全体で取組を推進していく。

思春期の子供から成人への移行期を対象とした支援の展開

都市の活力の源泉は「人」であり、「人」への投資を一層加速し、一人ひとりが主役になる社会を創り上げていくことが必要である。

思春期の子供から成人への移行期に当たる年代を対象とした、既存の枠組みに収まらない新たな重要施策の企画・立案及び事業を所管する関係局間の連携推進を図る。

具体的には、以下のような事業を推進する。

（子供政策の企画・立案及び調整）

○ 「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針 2025」の策定

○ 「こども未来アクション 2026（仮称）」の策定

○ 子供の意見やエビデンスに基づく子供政策の推進

○ 東京都こども基本条例の普及啓発

○ こども未来会議の運営

○ 子供とつながる情報プラットフォーム

○ 組織横断の取組の推進

○ 多様な主体と連携した子供の笑顔を育む取組

○ 子供政策総合推進本部の運営

（少子化対策の企画・立案及び調整）

○ 「少子化対策の推進に向けた論点整理 2025」の策定

○ 少子化対策の推進

（思春期の子供から成人への移行期に当たる年代を対象とした既存の枠組みに収まらない新たな重要施策の企画・立案及び連携推進）

○ 都版海外留学支援制度（大学生等向け）の実施

○ 世界と伍して渡り合うことのできる人材像についての調査の実施

第２　執行体制と分掌事務

１　体制図

（令和７年８月１日時点）

子供政策連携室長

- 総合推進部
  少子化対策担当部長
  若者政策連携推進担当部長
  - 総務課
    企画経理担当課長
    - 課長代理（庶務担当）
    - 課長代理（文書・広報担当）
    - 課長代理（人事担当）
    - 課長代理（企画担当）
    - 課長代理（経理担当）
    - 課長代理（デジタルシフト推進担当）
  - 連携推進課
    連携推進担当課長
    - 課長代理（連携推進担当）
  - 若者政策連携推進課
    若者政策連携推進担当課長
    事業推進担当課長
    - 課長代理（若者政策連携推進担当）
    - 課長代理（事業推進担当）
- 企画調整部
  プロジェクト推進担当部長
  - 企画調整課
    企画調整担当課長
    - 課長代理（企画調整総括担当）
    - 課長代理（企画調整担当）
  - プロジェクト推進課
    プロジェクト推進担当課長
    - 課長代理（プロジェクト推進担当）

※本図は、執行体制を表すものであり、組織機構図とは一致しない。

２　分掌事務

部・課		分掌事務
総合推進部	総務課	1　室の組織及び定数に関すること。 2　室所属職員の人事及び給与に関すること。 3　室所属職員の福利厚生に関すること。 4　室事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。 5　室の公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 6　室の情報公開に係る連絡調整等に関すること。 7　室の個人情報の保護に係る連絡調整等に関すること。 8　室事務事業の広報及び広聴に関すること。 9　室事務事業のデジタル関連施策の企画、調整及び推進に関すること。 10　室事務事業の総合的な企画及び調整に関すること。 11　室事務事業の進行管理に関すること。 12　室事務事業の管理改善及び行政評価の実施に関すること。 13　室の予算、決算及び会計に関すること。 14　子供政策関連経費の把握及び分析に関すること。 15　政策企画局との連絡に関すること。 16　室内他の課に属しないこと。
	連携推進課	1　少子化対策等の企画、立案及び総合調整に関すること。
	若者政策連携推進課	1　思春期の子供から成人への移行期を対象とした既存の枠組みに収まらない新たな重要施策の企画、立案及び連携推進に関すること。
企画調整部	企画調整課	1　子供政策の企画、立案及び総合調整に関すること。 2　子供政策に係る情報の収集、調査、分析等に関すること。 3　こども未来会議に関すること。 4　部内他の課に属しないこと。
	プロジェクト推進課	1　子供に係る重要な施策の企画、立案及び推進に関すること。

３　職員配置状況

（令和７年８月１日時点）

（単位：人）

区分	職層別内訳							合計	定数
	理事	参事	副参事	統括課長代理	課長代理	主任	主事		
子供政策連携室	1	6	21	12	35	52	33	160	137
総合推進部	1	4	6	4	12	21	12	60	47
総務課			1	1	5	9	5	21	18
連携推進課			2	2	3	6	1	14	14
若者政策連携推進課			3	1	4	6	6	20	11
企画調整部		2	15	8	23	31	21	100	90
企画調整課			11	6	17	23	14	71	62
プロジェクト推進課			4	2	6	8	7	27	26

第３　予 算 概 要

1　総額

（単位：千円）

区　　分	令和7年度当初予算
歳　　入	4
歳　　出	15,099,000
差引一般財源	15,098,996

2　歳入

（単位：千円）

区　　分	令和7年度当初予算
使用料及手数料	4
合　　計	4

3　歳出

（単位：千円）

区　　分	令和7年度当初予算
子供政策連携費	15,099,000
管理費	15,099,000
職員費	1,243,305
管理事務	231,179
子供政策等の連携推進	13,624,516

第４　事 業 内 容

１　子供政策の企画・立案及び調整

東京都こども基本条例を所管し、子供や子育て家庭が直面する複雑化・複合化した課題に対し、分野横断的視点から企画・調整機能を発揮するとともに、子供に関する実態調査や国内外の先進事例の調査・研究、課題抽出等を通じ、既存の枠組みに捉われない組織横断の取組や政策分野の垣根を越えた先進的な取組に挑戦する。

(1)　「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針 2025」の策定

都は、子供を取り巻く環境を踏まえた子供政策の課題と今後の政策強化の方向を示し、子供政策の更なる加速と新たな展開につなげていくため、令和７年８月に「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針 2025」を策定した。

「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針 2025」の内容

Ⅰ　子供の意見やエビデンスに基づく子供政策の推進

子供の意見やエビデンスに基づき、子供の実情や抱える課題を的確に把握し、子供に寄り添った子供のための実効性ある政策を練り上げ、機動的に展開していく。

- ●子供の居場所におけるヒアリング
- ●ＳＮＳを活用したアンケート
- ●出前授業
- ●こども都庁モニター
- ●各事業におけるワークショップやアンケート
- ●中高生 政策決定参画プロジェクト
- ●各局施策に関するワークショップ“こどもワークショップ”
- ●子供に関する定点調査「とうきょう こども アンケート」

Ⅱ　チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化

○ 組織横断で取り組む「リーディングプロジェクト」の政策強化の方向

子供や子育て家庭が直面する複雑化・複合化した今日的課題など、既存の枠組みでは対応が難しいテーマごとに、子供政策連携室が核となり、政策分野の垣根を越えて関係局からなる推進チームを組成し、リーディングプロジェクトとして組織横断で取り組んでいく。

これまでの取組により、着実な実施段階に至ったプロジェクトを再構築するとともに、新たに直面する課題に対しては、新規のプロジェクトを組成する。

- ●乳幼児期の子育ち
- ●学齢期の子育ち
- ●学校の居心地向上
- ●育ちを支える「つながり」の創出
- ●子供の未来を育む「体験活動・遊び」の推進
- ●子供を事故から守る環境づくり
- ●新たな取組（思春期の「メンタルヘルス」増進・多様な「子供の居場所」創出・グローバルな感覚を育む機会の創出）

○ 都庁全体で取り組む子供政策の強化の方向

【政策の柱１】誰一人取り残さない視点から、子供へのサポートを強化

⇒　様々な困難を抱える子供に寄り添い、一人ひとりの状況に応じた支援を一層強化

【政策の柱２】子育て家庭に寄り添い、子供の育ちを支える環境を充実

⇒　子育て家庭のニーズを的確に捉えたサービスの充実など子供の健やかな育ちを支える環境づくりを推進

【政策の柱３】「東京型教育モデル」により、教育の質を向上

⇒　予測が困難な時代において、ＤＸも活用しながら、誰一人取り残さず、一人ひとりの学び・挑戦を支援

【政策の柱４】多様な主体と連携し、子供の笑顔を育むアクションを展開

⇒　官民が一体となって、子供の社会参画の機会を創出するなど、社会全体で子供を大切にする気運を醸成

⑵ 「こども未来アクション 2026（仮称）」の策定

令和７年度内を目途に、子供目線で捉え直した政策の「現在地」と、子供との対話を通じた「継続的なバージョンアップの指針」となる「こども未来アクション 2026（仮称）」を策定する。

子供との対話を重層的に実践しながら、全庁一丸となって次の時代の主役である子供たちの可能性を育む政策を推進し、「いま」と「みらい」を子供と一緒につくっていくことで、子供の笑顔あふれるチルドレンファーストの社会の実現を目指す。

⑶ 子供の意見やエビデンスに基づく子供政策の推進

全ての子供が誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って、伸び伸びと健やかに育っていくことができる社会を実現するためには、当事者である子供の意見を聴くことが不可欠である。

そのため、多様な手法により、子供の声を丁寧に聴くとともに、子供に関する実態や意識の変化を継続的に把握し、多面的な分析を通じて課題や行政ニーズの深掘りを行っている。

【現在の取組】

ア　多様な手法を用いた子供への意見聴取

都庁全体で子供目線に立った政策を充実していくため、各局と連携して子供の意見を聴く取組を推進するとともに、公募などの手法では声をあげにくい子供の意見を的確に把握することに重点を置いて取り組んでいる。

(ｱ)　子供の居場所におけるヒアリング

様々な環境下にある子供から、一人ひとりの実情に寄り添って意見を聴くため、子供が日常を過ごす多様な居場所でのヒアリングを実施する。

令和７年度も引き続き、児童館、子供食堂、フリースクール、日本語教室、児童養護施設、放課後等デイサービス等、子供が日常を過ごす多様な居場所に足を運びヒアリングを実施するとともに、ヒアリングのノウハウをまとめた事例集を区市町村及び各局と共有していく。

(ｲ)　ＳＮＳを活用したアンケート

幅広い子供にリーチし、多くの子供から本音を引き出すため、子供が普段から利用しているＳＮＳを通じたアンケートを実施する。

令和７年度は、都内在住・在学の 13 歳から 18 歳までの 15,000 人を対象に、時流を捉えた政策テーマについて、中高生等の意識や興味・関心を調査している。

(ｳ)　学校での出前授業

都職員が小・中・高校等に出向き子供政策に関する出前授業を実施する。学校という子供にとって日常的な空間で、ストレスを感じることのない環境の中、自由な意見を丁寧に聴き取る。

令和７年度は、「こども未来アクション 2025」（令和７年１月策定）等をテーマとした授業を実施していく。

(ｴ)　こども都庁モニター

子供の意見を各局の施策に反映させ、子供目線の取組を全庁的に推進するため、全ての年代の子供を対象とした 1,200 名のモニターから、遊びや学び、居場所、まちづくり、環境など、ハード・ソフトの幅広い分野について、Ｗｅｂアンケートを実施する。

アンケート結果は子供の成長・発達段階に応じて分かりやすくまとめ、周知していく。

(ｵ)　中高生 政策決定参画プロジェクト

中高生が対象となる都の政策について、当事者である中高生自らが議論し、知事に対し提案を行う。提案内容は、都の政策に反映する。

令和７年度は、「中高生にビジネスや起業に親しみをもってもらおう」をテーマに、政策提案の議論を実施している。

(ｶ)　こどもワークショップ

都庁全体で子供の意見を聴き、政策に反映させる取組を推進するため、各局の施策をテーマに、子供の生の声やニーズを把握するワークショップを開催する。

令和７年度は、「神宮前五丁目地区のまちづくり」（都市整備局・教育庁・財務局）、「自然豊かな東京」（環境局）、「もっと学びたくなる、新しい高校のアイデア」（教育庁）をテーマにワークショップを開催し、子供から聴いた意見は、施策の充実に活用していく。

イ　子供に関する定点調査「とうきょう こども アンケート ～みんなと考える「いま」と「みらい」～」

従来の行政分野の枠組みに捉われることなく、子供に関する実態や意識の変化を定点で把握するため、アンケート調査を実施している。

長期にわたって同一年齢の子供とその保護者に同一の質問を行うことで、単年の結果だけでなく経年の変化も把握・分析していく。

子供向け報告書を成長・発達段階に合わせて３種類（小学３年生、小学５年生、中学２年生・

17 歳）作成し、子供に調査結果を分かりやすく周知していく。

＜令和７年調査概要＞

調査対象	小３、小５、中２、17 歳の子供とその保護者、３歳児の保護者
調査票送付数	合計 10,500 世帯　※住民基本台帳から無作為抽出
主な質問事項	幸福感、自己肯定感、居場所に関すること等
調査期間	令和７年５月７日から同月 31 日まで

【今後の強化の方向】

「子供の声を政策に反映」を都全域に定着を図っていく。

・区市町村への総合的支援により、意見聴取の取組を広域的に促進

⑷ 東京都こども基本条例の普及啓発

東京都こども基本条例（令和３年４月１日施行）では、「子どもの権利条約」の精神にのっとり、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にするという基本理念を明確化している。

令和７年度は、国内外の多様な主体との連携を通じて、条例理念の発信や意見交換等を行う場を創出している。

【現在の取組】

ア　こどもシンポジウム「ＴＥＥＮＳ　ＳＱＵＡＲＥ」の開催

国内外の子供政策先進都市等の子供と都内の子供が一堂に会し、各都市における子供参画の取組等について意見交換等を実施している。

イ　「東京こども政策国際会議 Ｔｏｋｙｏ Ｇｌｏｂａｌ Ｆｏｒｕｍ ｏｎ Ｃｈｉｌｄｒｅｎ（ＴＧＦＣ）」の開催

海外の子供政策先進都市等から実務責任者を招聘し、子供政策の課題や経験、解決のための方策を共有･議論するとともに、都市間ネットワークを構築し、都の子供政策の質向上を図る。

ウ　子供たちと日常的に接する大人への普及啓発

子供と日常的に接する民生委員等に対し、東京都こども基本条例ハンドブックや解説動画を活用した研修及び出前講座を実施している。

エ　普及啓発コンテンツを活用した広報

訴求力のある媒体を活用し、大人と子供それぞれを対象とした戦略的ＳＮＳ広報を展開している。

また、小学生を主な対象とし、楽しみながら学ぶことができるＷｅｂコンテンツを制作する。

オ　中高生海外派遣

子供政策先進都市等を都内の子供が訪問し、視察及び意見交換を行うことにより、条例の理念及び子供政策の理解を深める。

カ　ポスターコンクール

条例の理念をテーマに取り入れたポスターコンクールを実施している。ポスターを描くことに加え、入賞作品の選定に子供自身が主体的に参画する機会を創出し、子供の条例理解の促進を図っている。

キ　出張型条例ワークショップ

学校等を訪問し、東京都こども基本条例ハンドブックや解説動画を活用した条例ワークショップを草の根的に展開している。

【今後の強化の方向】

東京都こども基本条例の普及啓発を深化させ、同条例の基本理念を着実に都民へ浸透を図っていく。

・国内外での普及啓発や意見交換等を行う場を拡大・強化

・条例の基本理念を学んだ人材が普及啓発に向けて継続的に活躍できる仕組みを構築

(5) こども未来会議の運営

ア　設置の目的

「子供が笑顔で子育てが楽しいと思える社会」の実現に向けて、海外等の先進事例も踏まえ、従来の枠組みに捉われない幅広い視点で議論を行うことを目的として、令和２年９月に設置した。

イ　これまでの取組

子供政策の学識経験者、有識者、著名人からなる７名の委員（任期２年）で組織し、各回のテーマに応じてオブザーバーやプレゼンターを交え議論を行った。これまで 14 回実施した。

＜開催実績＞（令和７年８月１日時点）

第１回（R2.9.23）　子供が笑顔で子育てが楽しいと思える社会の実現に向けて～新型コロナウイルスがもたらした変化と課題を踏まえて～

第２回（R2.12.18）　世界の少子化対策・子供子育て支援～エビデンスに基づいた少子化対策・「子供の笑顔」につながる子供子育て支援のあり方～

第３回（R3.2.12）　子供を育む環境・まちづくり～子供の目線に立った居場所・遊び場～

第４回（R3.5.26）　子供一人ひとりの「伸びる・育つ」を育む～子供一人ひとりに着目した学び・非認知能力を育む教育～

第５回（R3.11.17）　「子供を大切にする」社会に向けた気運醸成～生命科学的視点からの子育てのあり方について・子供、子育てに寛容な社会の実現に向けて～

第６回（R4.6.28）　東京都の子供政策の総合的推進について～子供政策連携室が果たすべき役割～

第７回（R4.11.24）　政策分野の垣根を超えた発想での新しい子供政策～「福祉」「教育」などの従来の枠組みを超えて～

第８回（R5.3.27）　「こどもにやさしい東京」の実現に向けた取組と発信～「東京都こども基本条例」ハンドブックの編集を通じて～

第９回（R5.6.26）　ありのままの多様な子供を育む学び・居場所のあり方

第 10 回（R5.12.25）東京の子供政策に対する国際的視点からの期待

第 11 回（R6.2.14）　東京都こども基本条例の普及啓発に向けた子供との対話～条例解説動画の制作を通じて～

第 12 回（R6.5.29）　アイルランドで私たちが学んだこと
第 13 回（R6.12.20）学校の居心地と生徒のメンタルヘルスとの関係
第 14 回（R7.7.3）　子供が社会の一員として意見表明するための機会の創出

(6) 子供とつながる情報プラットフォーム

ア　東京都こどもホームページ

子供と都政をつなぐ新たな情報プラットフォームとして、未来を担う子供が楽しみながら東京の魅力を感じ、都政への関心を高めてもらうことを目指し、令和４年度より公開している。

ホームページ作成に当たっては、都内の小学校への出前授業を通じた意見収集や、子供によるワークショップ、子供向けのアンケートを通して得た自由な発想や意見を基に、ホームページの構成やコンテンツ内容の検討・決定を行った。公開後も同様に、子供から意見やアイデアを聴き取り、ホームページの更新に反映させている。

令和７年度のワークショップでは、「算数を楽しみながら学ぶコンテンツ」の新規導入に向けての意見交換や、「バーチャル社会科見学」の追加施設の選定を行うなど、子供の意見を取り入れたコンテンツの充実を図っている。

東京都こどもホームページトップページ

・主なコンテンツ（令和７年８月１日時点）

「東京こどもタイピングレース」：東京や全国各地にまつわるキーワードをタイピングしながら学ぶコンテンツ（東京コース、全国コースの２コース）

「バーチャル社会科見学」：普段見ることのできない都の施設の内部をバーチャルで見学できるコンテンツ（東京都庁、東京都健康安全研究センター、東京消防庁臨港消防署、多摩川第一発電所、警視庁、小河内ダム、東池袋雨水調節池、東京港コンテナターミナルの８施設）

「東京の魅力すごろく」：都内の自然や文化をすごろくで巡るコンテンツ（76 箇所）

「発見！東京都の仕事」：マップ上で都の仕事を探して学ぶコンテンツ（22 個）

「東京なるほど白書」：都の事業をクイズ形式で紹介するコンテンツ（28 テーマ）

東京こどもタイピングレース

バーチャル社会科見学

東京の魅力すごろく

東京なるほど白書

イ　中高生Ｗｅｂサイト（仮称）

「中高生に特化したサイトが欲しい」という中高生の声を踏まえ、今年度新たに「中高生Ｗｅｂサイト（仮称）」を制作する。

Ｗｅｂサイトの制作に当たっては、「ＡＩを活用した学習」「都政の情報や相談窓口とつながる」「中高生目線で自ら情報を発信」の３つをコンセプトとして、令和７年６月より中高生の制作メンバーによるワークショップを実施するなど、ユーザー目線を徹底している。

また、Ｗｅｂサイト稼働後も、継続的に中高生の意見を聴きながら、「都政への玄関口」として更なる充実を図っていく。

(7) 組織横断の取組の推進

子供や子育て家庭が直面する複雑化・複合化した今日的課題など、既存の枠組みでは対応が難しいテーマごとに、子供政策連携室が核となり、政策分野の垣根を越えて関係局からなる推進チームを組成し、リーディングプロジェクトとして組織横断で取り組んでいる。

これまでの取組により、着実な実施段階に至ったプロジェクトを再構築するとともに、新たに直面する課題に対しては、新規のプロジェクトを組成していく。

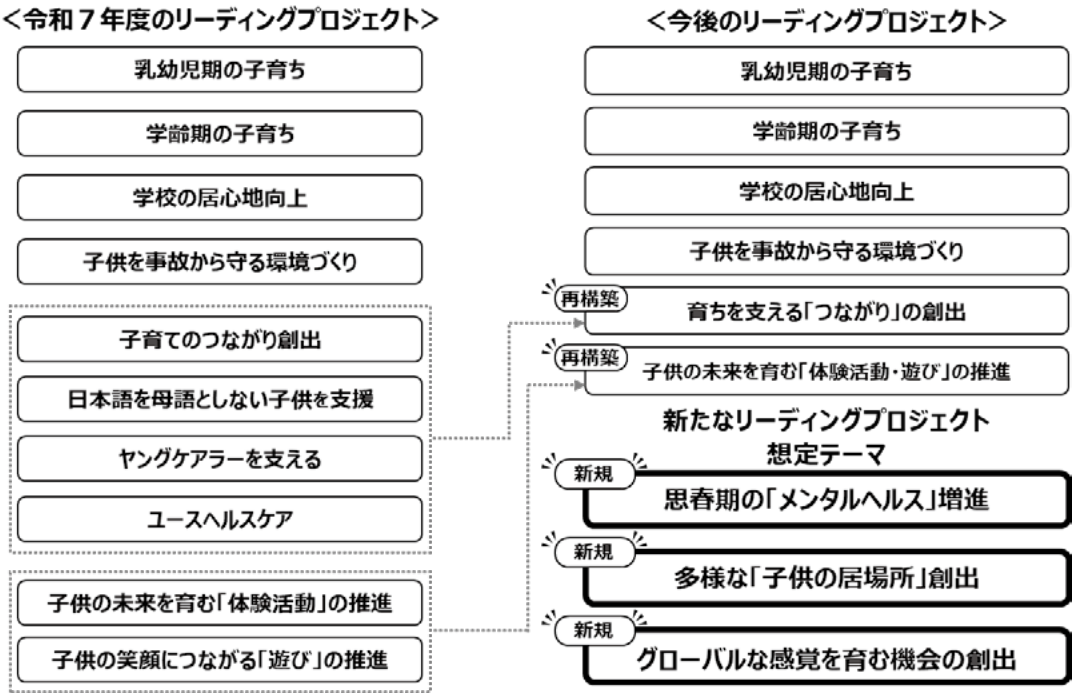

ア　乳幼児期の子育ち

≪推進チーム構成局：子供政策連携室、生活文化局、福祉局、教育庁≫

○ 子供の目線に立った幼保共通のサポートに向けた取組を展開

幼稚園・保育所等のどちらに通っていても、乳幼児期から同年齢・異年齢の子供や、親以外の大人との関わりの中で、様々な体験・経験ができる環境を整え、全ての子供の生涯発達における土台形成を支援する。

【子供政策連携室事業】

・とうきょう すくわくプログラム推進事業（生活文化局・福祉局・教育庁に事業執行の一部を委任）

ＣＥＤＥＰ（東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター）と連携の下、全ての乳幼児の「伸びる・育つ（すくすく）」と「好奇心・探究心（わくわく）」を応援する幼保共通のプログラム「とうきょう すくわくプログラム」を策定した。本事業は、同プログラムに基づき、各園の環境や強みを活かしながら、各園が設定する「光」「音」「植物」等のテーマに沿って、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践する幼稚園・保育所等を支援する。令和６年度から都内全域で展開している。

【プロジェクトの政策強化の方向】

子供の成長・発達を応援する「子育ち」支援の充実に向けて、多面的な取組を展開していく。

(ｱ)　とうきょう すくわくプログラム推進事業

全域展開に向けた取組推進

・実践に係る経費を補助し、園の取組を継続的に後押し

・ＣＥＤＥＰとの連携の下、実践の中で見られた子供たちの変化等を分析・検証
・すくわくポータル等で多様な取組を発信・共有し、保護者の認知度向上・理解促進
実践における更なる質の向上に向けた重層的な支援を実施
・すくわくナビゲーター園との連携の下、多様な取組事例の紹介・発信を行うとともに、実践時の見学の受入れ等を通じてナビゲーター園が他園への助言等を実施
・探究活動の更なるレベルアップを目指す園を後押し
・日常の幼児教育・保育での探究活動の実践の定着を見据えた取組を実施

(ｲ) 多様な他者との関わりの機会の創出事業・医療的ケア児等の育ちの支援事業
実効性の高い事業展開
・国の「こども誰でも通園制度」に加え、都独自の事業を通じて、保護者の就労等の有無にかかわらない定期預かりの取組等や幼稚園・保育所等における地域の子育て支援拠点としての機能の充実を支援

イ　学齢期の子育ち

≪推進チーム構成局：子供政策連携室、生活文化局、福祉局、教育庁≫

○ 学校生活になじめない子供の学び・居場所の選択肢を多様化

「学校」及び「学校外」からのアプローチを車の両輪に、学び・居場所の多様な選択肢を創出することで、学校生活になじめない子供が、個性や強みを伸ばして自分らしく成長できるようサポートする。

【子供政策連携室事業】

(ｱ) フリースクール等利用者支援事業（生活文化局に事業執行を委任）
フリースクール等に通う不登校の義務教育段階の児童生徒に対して、月額最大２万円の利用料助成を実施している。

(ｲ) フリースクール等支援事業（生活文化局に事業執行を委任）
子供の活動支援の充実など、子供目線に立った取組を進めるフリースクール等を後押ししている。

(ｳ) 学校外の子供の多様な学びに関する調査研究事業
子供一人ひとりの興味関心を引き出す支援方法について、大学等の機関やフリースクール等と連携した調査研究を実施している。

(ｴ) 保護者の不安・悩みに対するサポート（生活文化局に事業執行の一部を委任）
不登校（傾向）の子供の保護者が抱える不安・悩みに対するサポートを実施するほか、保護者が必要なタイミングで、自分に合った支援や相談先などを探すことができるよう、情報を一元化したポータルサイトを構築していく。
また、教育支援センターやフリースクール等の活動内容など、ポータルサイトだけでは得ることのできないリアルな情報収集の機会や相談の場を提供していく。

(ｵ) 学校生活になじめない子供を取り巻く実態に関する調査
近年、不登校児童生徒の低年齢化の傾向が見られることを踏まえ、小学生等を対象に調査を行い、不登校に係る様々な要因等を分析していく。

【プロジェクトの政策強化の方向】

多様なニーズや新たな課題に様々な方向から対応し、学校生活になじめない子供に多様な学びの場・居場所の選択肢を提供していく。

(ｱ) 様々な不登校対策を多面的に展開

学校と子供をつなぎ、一人ひとりの状況に応じた支援を実施

学校と福祉等の関係機関が協働して支援する体制を充実

・公立中学校でチャレンジクラスの設置促進

・公立学校・教育委員会とフリースクール等との連携推進

・デジタルを活用した新たな居場所や学びの場（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）の活用、教育支援センターの機能強化への支援、スクールソーシャルワーカーの活用など、区市町村における不登校対策を後押し

不登校児童生徒の低年齢化に対応するため、幼児期と学齢期の円滑な接続について重層的に対策を展開

・学校生活になじめない子供の実態把握やその要因等の分析を行い、低学年の児童への対応を更に強化

・エデュケーション・アシスタントを小学校１年生の各クラスに１名配置するモデル事業を実施するなど、児童が安心して学べる取組を推進

・保育所や学童クラブなどの地域の資源を活用し、多様な居場所づくりを推進

(ｲ) フリースクール等への支援を推進

・年々増加するニーズに応えるため、フリースクール等の利用者を支援

・多様な学びの調査研究等により得られた知見を踏まえ、フリースクール等の質を向上

(ｳ) 保護者への支援の充実・強化

・保護者同士の交流や相談の場の提供、支援情報の発信等、サポートを充実

・低年齢の不登校の子供を持つ保護者に向けた啓発を強化

ウ　学校の居心地向上

≪推進チーム構成局：子供政策連携室、保健医療局、教育庁≫

○ 学校風土を改善し、子供が直面する様々な問題の発生を未然に防ぐ仕組みを構築

学校の居心地をより良くするための取組を研究機関等と連携して実施し、科学的なエビデンスに基づいて取組の効果を検証する。

【子供政策連携室事業】

・学校の居心地向上検証プロジェクト

モデル校での実践を通じて構築したスキームに基づき、居心地向上に取り組む高等学校・中学校を新たに設定し、検証を開始している。

また、小学生向けの居心地調査を開発するなど、小学校を対象としたスキーム等を検討していく。

【プロジェクトの政策強化の方向】

区市町村教育委員会等と連携し、高等学校・中学校における取組を推進するとともに、小学校での取組を実践フェーズに移し、効果的なスキームを構築していく。

(ｱ) 高等学校・中学校での取組を推進

・都教育委員会や区市町村教育委員会と連携し、取組を推進

・東京都医学総合研究所の知見を活用し、取組の有効性を科学的に検証

・取り組む上での要点や実施校での活動、成果等、プロジェクトの実践内容や効果を分かりやすく発信

(ｲ) 小学校での実践を通じて、取組のスキームを構築

・令和７年度に開発予定の“小学生向け居心地調査”を活用し、取組を実践

・小学校での実践を通じて、児童の意見やニーズを汲み取るための手法等を検証し、小学校版の事業スキームを検討

エ　子供を事故から守る環境づくり

≪推進チーム構成局：子供政策連携室、生活文化局、都市整備局、住宅政策本部、福祉局、保健医療局、産業労働局、建設局、教育庁、警視庁、東京消防庁≫

○ 「防げる事故」を確実に防ぎ、子供が安心してチャレンジできる社会を実現

産官学民連携の下、「変えられるものを変える」の視点で事故予防のサイクルを回しながら、子供の事故が起きにくい環境づくりを推進する。

【子供政策連携室事業】

(ｱ) セーフティ・レビュー事業

関係各局と連携し、事故事例データの収集・分析、専門家の知見等を活かした事故予防策の提言等を実施している。令和７年度は、「誤飲・誤えんによる事故」をテーマに、事故事例データの分析や子供の行動特性の解析等を通じて、エビデンスに基づいた事故予防策（提言）を取りまとめ、発信していく。

(ｲ) 事故情報等データベース構築事業

令和７年３月に公開した「子供の事故情報データベース」について、令和７年度は、検索機能にＡＩを活用するなど、ユーザーの利便性向上を図るためのバージョンアップを実施していく。

【プロジェクトの政策強化の方向】

産官学連携による予防策の開発や戦略的な情報発信等により、事故予防のサイクルを効果的に回し、子供の事故が起きにくい環境づくりを推進していく。

(ｱ) 子供の事故情報データベースの利活用を促進

・事業者・研究者による利活用促進につながる効果的な普及啓発を推進

・保護者等の利活用促進に向け、データを利活用した分かりやすい情報発信など、親しみやすい普及啓発を実施

(ｲ) 産官学の連携促進による「子供の事故が起きにくい環境づくり」の推進

・産学連携による調査・研究や安全安心な製品開発等を促進
・産学連携による取組の成果を保護者等に啓発することで、事故予防のサイクルを効果的に回し、事故の起きにくい環境づくりを推進

(ｳ) エビデンス・ベースの予防策等の戦略的な発信
・社会的なトピック等を踏まえ事故テーマを選定し、エビデンス・ベースの具体的な予防策を取りまとめ
・時宜を捉え、取組の成果を戦略的に発信し、社会全体で気運を醸成

オ　再構築するリーディングプロジェクト

○ 育ちを支える「つながり」の創出

≪推進チーム構成局：子供政策連携室、政策企画局、総務局、デジタルサービス局、生活文化局、都民安全総合対策本部、住宅政策本部、福祉局、保健医療局、産業労働局、教育庁等≫

日常的な不安や悩み、困難に寄り添い、子供の育ちを支える環境を強化していくため、相談・支援に関する取組を総合的に推進

(ｱ) 子育てのつながり創出

○ 日常的な不安や悩みに寄り添う、東京ならではの支援

子育て家庭に寄り添ったきめ細かな施策により、“子育てのつながり”を創出する。

【子供政策連携室事業】

① ファミリー・アテンダント

子育て家庭の孤独・孤立による不安や悩みの予防・解消に向け、地域団体の人材等と連携して「定期訪問等による見守り」と「傾聴・協働による伴走支援」に取り組む区市町村への支援を実施している。訪問時にはおむつや液体ミルク、絵本等の育児支援品を提供している。

② 子供・子育てメンター“ギュッとチャット”

令和７年１月より先行稼働している「子供・子育てメンター“ギュッとチャット”」は、ＳＮＳ等を活用して、気軽にチャットで相談できるプラットフォームである。子供や子育て家庭が持つ、どこに相談したら良いか分からないような漠然とした不安や悩みを最初に受け止め、継続して対話できる窓口として機能することを目的としている。

子供や保護者のライフステージに応じた不安や悩みをシームレスに受け止めるため、心理士、社会福祉士、保育士等の「ギュッとも」と呼ばれる多様な相談相手から自分に合った相手を選び、匿名で気軽に相談できる環境を整備している。

相談に当たっては、ウェブサイトに直接アクセスして利用できるほか、東京都こどもホームページ等へのリンク掲載や、各種ＳＮＳとのアカウント連携を行い、アクセス経路の充実も図っている。

(ｲ)　日本語を母語としない子供を支援

○ 一人ひとりの実情に寄り添った多面的な支援を展開

子供目線に立った相談体制の整備や居場所づくりの促進に取り組むとともに、一人ひとりに応じた日本語教育・指導により、地域や学校への適応をサポートし、多くの人とつながり、心理面や生活面等にも寄り添った、きめ細かな支援を実施する。

【子供政策連携室事業】

① 多文化キッズサロン設置支援事業

日本語を母語としない子供の地域の居場所として、「学習」「相談」「交流」等の機能を一体的に備えた多文化キッズサロンを設置する区市町村を支援している。

② 「日本語を母語としない子供」を日本語教育につなぐ取組事例集

令和６年度に作成した区市町村における「子供を日本語教育につなぐ取組」の好事例を取りまとめた事例集を改訂し、区市町村に共有するとともに、ホームページで公開等をしている。

(ｳ)　ヤングケアラーを支える

○ 子供・若者が直面する実情に寄り添ったきめ細かい支援を展開

ヤングケアラーを早期に把握する環境づくりの推進、子ども・若者育成支援推進法の一部改正も踏まえた関係機関の連携及び情報共有の促進、ヤングケアラーへの多面的・継続的な支援の充実、ヤングケアラーのいる家族全体を支える視点からの施策の推進に取り組むことで、当事者の意見を尊重し、本人が直面する実情や気持ちに寄り添いながら、多機関連携の下、多面的かつ切れ目のないサポートを実施する。

【子供政策連携室事業】

・ヤングケアラー普及啓発事業

ヤングケアラーについて認知し理解を深めてもらうため、専用ホームページ「ヤングケアラーのひろば」を戦略的に広報している。

また、ヤングケアラー当事者の座談会開催を通じて、当事者同士が交流し、互いの経験の共有等により、新たな気づきにつなげるとともに、今後行政に期待すること等について意見表明する機会を創出している。

(ｴ)　ユースヘルスケア

○ 思春期特有の健康上の悩みを解消し、ユース（10 代の子供・若者）の健康を増進

心身の様々な変化に直面するとともに、不安や悩みを抱え込みやすい思春期の子供に対し、自らの健康管理の意識向上と行動を後押しするとともに、ユース目線に立った相談環境の整備を推進し、適切な健康管理の基礎を培いながら、将来を見据えた健康増進の取組を支援する。

【子供政策連携室事業】

・ユースヘルスケア普及啓発事業

思春期に知っておきたい健康管理情報を、普及啓発ホームページ「ＴＯＫＹＯ ＹＯＵＴＨ　ＨＥＡＬＴＨＣＡＲＥ」において当事者目線で発信している。ホームページでは、健康管理やメンタルヘルス、性の悩み等のユースから多く寄せられる相談に応える記事コンテンツを掲載するとともに、ユーザーの利用状況を踏まえて、機能を改修し、更なる利便性向上を図っている。今後、中高生世代が「ユースライター」として自ら執筆する記事コンテンツを掲載していく。

また、ユースヘルスケアの普及啓発のため、ＳＮＳ発信や著名人を活用した広報を展開している。

【プロジェクトの政策強化の方向】

子供や子育て家庭が抱える多様な不安や悩みに寄り添い、相談しやすい環境づくりなどによる重層的な支援等を展開し、子供の健やかな育ちを支える「つながり」を創出

① ＡＩも効果的に活用し、不安や悩みを気軽に相談できる環境づくりを強化

・“ギュッとチャット”を相談支援の中核的な役割を担う窓口として、各局相談窓口との連携を強化

・ＡＩ活用など相談サービスの更なる充実に加え、“ギュッとチャット”をより身近に感じてもらうための効果的な広報活動を展開

② 様々な不安や悩み、困難を重層的に支援

・地域の特徴を生かし、子育て家庭への支援力を強化

・ヤングケアラーへの支援に向け、関係機関の意識向上・連携強化等を推進

・困りごとを抱える日本語を母語としない子供・保護者に寄り添い、学校・行政・民間団体等とも連携し、課題に取り組む体制を整備

○ 子供の未来を育む「体験活動・遊び」の推進

≪推進チーム構成局：子供政策連携室、生活文化局、都市整備局、建設局、港湾局、教育庁等≫

多様な体験を土台とした子供の成長を支える取組を強化していくため、「体験活動」と「遊び」を一体的に推進

⑺　子供の未来を育む「体験活動」の推進

○ 学校内外で様々な体験活動を創出し、子供の豊かな育ちを社会全体でサポート

子供のニーズ等に応じて、官民の連携により、学校内外で様々な体験機会を創出するとともに、子供の興味・関心を引き出し、成長を支える取組を推進する。

【子供政策連携室事業】

① 子供の未来を育む「体験活動」推進区市町村支援事業

区市町村における学校外の体験活動の創出を促し、全ての子供が多様な体験活動に

チャレンジできる環境を整備している。

② 体験活動の質・量の更なる充実

体験活動に係る優良事例や子供・保護者の声等を調査し、体験活動の創出やエビデンスベースの取組を推進していく。

③ 体験活動をワンストップで発信

庁内各局で実施している体験活動を取りまとめ、子供政策連携室のホームページ等で一元的に発信している。

(ｲ) 子供の笑顔につながる「遊び」の推進

○ 子供が伸び伸びと遊び、他者との交流を通じて多様な体験ができる環境づくりに向け、ハード・ソフトの両面から取組を推進

子供は「遊び」を通じて、異年齢の子供や家族以外の大人等と関わりながら、様々なことに自ら挑戦し、時には失敗も乗り越えながら、多様な経験を積み重ねることによって、実社会で生きる力を育む。

社会の宝である子供が、健やかに成長していけるように、区市町村と連携しながら、地域の特色を生かした遊びの機会を創出する。

【子供政策連携室事業】

① 子供の遊び場等整備事業

・子供の意見を踏まえて、子供の遊び場等を基盤整備する区市町村を支援している。

・プレーパークやボール遊び場をはじめ、「学び」「居場所」「相談場所」「インクルーシブ」の機能も有する遊び場など、多様な遊び場づくりを推進している。

② 子供の未来を育む「体験活動」推進区市町村支援事業（「遊び」特別推進枠）

子供の「遊び」を地域へ拡大・浸透させるため、遊び体験の創出やプレーリーダー等の人材育成、安全対策などに取り組む区市町村を支援している。

③ 子供の「遊び」普及啓発事業

「遊び」の専用ＳＮＳを活用し、子供の「遊び」の大切さについて、分かりやすく親しみを感じる発信を行うとともに、子供と一緒に楽しみながら参加できる企画を実施することで、地域社会の理解促進を図っている。

【プロジェクトの政策強化の方向】

多面的な取組により、全ての子供が多様な体験にチャレンジできる環境づくりを推進

① 学校内外で様々な「体験活動」・「遊び」を創出

・子供が他者との交流を通じ、積極性や協調性、他者理解などの豊かな心を育む体験活動の機会を学校内外において充実

・子供の声を反映した体験活動や地域と関わりながら遊ぶことができる機会などの創出、プレーリーダーの育成等に取り組む区市町村を強力にサポート

・こどもスマイルムーブメント参画企業・団体等との連携により、中高生のニーズに応じたリアルな職業体験機会を提供

② 「体験活動」・「遊び」の戦略的な発信

・各局や区市町村が企画・実施する子供目線に立った多様な「体験活動」や「遊び」の情報を取りまとめ、一元的に子供や保護者等に発信

③ 子供の意見を反映した遊び場づくりの推進

・子供の意見を反映し地域資源が活用された多種多様な遊び場整備の好事例やその実践に関するノウハウを広域的に発信するなど、区市町村の遊び場づくりを幅広く支援

カ　新たなリーディングプロジェクト

○ 思春期の「メンタルヘルス」増進

思春期におけるメンタルヘルスの増進は、成人期において充実した生活を送るための大切な基盤である。未来を担う子供たちの誰もが将来に希望を抱くことのできる社会が実現できるよう、メンタルヘルス対策を強化していく。

【プロジェクトの政策強化の方向】

・思春期における心身の健康づくりを推進

・子供の心の不調に関する気づきと見守りを促進

・子供の日常の過ごし方等を把握し、思春期のメンタルヘルスへの影響等を分析

○ 多様な「子供の居場所」創出

子供にとって、居場所は、幸福度や自己肯定感等を高める上で重要な役割を果たしている。一人ひとりの置かれている環境に寄り添い、子供の居場所を創出し、子供のウェルビーイングを高めていく。

【プロジェクトの政策強化の方向】

・学齢期をはじめとした子供の多様なニーズを踏まえた居場所を創出

・区市町村等と連携し、中高生の地域における日常的な居場所づくりを強化

○ グローバルな感覚を育む機会の創出

子供たちが将来、世界を舞台にした活躍へとチャレンジできるよう、その意欲を育むとともに、挑戦を後押しすることが必要である。未来を担う子供が自らの可能性に挑戦し自己実現を図れるよう、早くから多文化に親しみ、豊かな国際感覚を育む機会を創出していく。

【プロジェクトの政策強化の方向】

学校内外で子供の国際感覚を育む取組を幼少期から高校段階までシームレスに展開

⑻ 多様な主体と連携した子供の笑顔を育む取組

ア　こどもスマイルムーブメント

企業・ＮＰＯ・学校・区市町村等、社会の様々な主体と連携し、官民一体となって「子供の笑顔があふれる社会」「安心して子供を産み育てられる社会」を目指す取組として、令和３年度より「こどもスマイルムーブメント」を推進している。

幅広い主体の連携を都が促進し、リーディングモデルとなる象徴的な取組であるコア・アクションや、参画企業・団体が主体となる、各主体の特性や強みを活かしたアクションにより、

子供の笑顔につながる様々な取組を展開している。

令和７年８月時点で、2,000 を超える企業・団体がこどもスマイルムーブメントに参画している。

(ｱ)　コア・アクションの推進

都が幅広い主体の連携を促進し、リーディングモデルとなる次の取組を展開する。

①　子供の参画機会・体験機会の創出

こどもスマイルムーブメントアンバサダーの活用により、次の取組を実施し、子供の参画機会・体験機会を創出していく。

・子供との対話機会の創出

各界の第一線で活躍するアンバサダーと子供が対話する機会を創出することにより、子供の発見や学びにつなげるとともに、「子供を大切にする」というメッセージを社会全体へ発信していく。

②　子育てしやすい社会に向けた「育業」の推進

令和４年度に発表した育児休業の愛称「育業」の理念を広く普及させ、望む人誰もが「育業」できる社会の気運を醸成し、親子時間を大切にした多様な働き方を推進するため、次に掲げる取組を展開していく。

・職場の同僚の視点に立った育業促進ショート動画の制作
・若手・中堅社員向けに、経済紙等での育業を支える同僚へのインタビューや育業座談会などによる好事例の紹介
・大手経済紙及び総務・人事系Ｗｅｂサイトによる同僚への支援も含めた先進的取組紹介
・育業応援企業・団体と連携した普及啓発
・大学生への「育業」出前講座

③　ＴＯＫＹＯ中高生職業体験サイト　Ｊｏｂ　ＥＸ（ジョブイーエックス）の開設

多くの中高生が将来のために職業体験を求めている現状を踏まえ、中高生と企業・団体をマッチングする「ＴＯＫＹＯ中高生職業体験サイト　Ｊｏｂ　ＥＸ」を開設している。

本事業では、様々な企業・団体と連携しながら、中高生目線に立った多様なプログラムを提供し、リアルな職業体験の機会を創出している。

また、職業体験参加者のうち「中高生リポーター」が、中高生目線で企業・団体の取組の取材や経営層へのインタビュー等を行う。取材やインタビュー等の内容については、「中高生リポーター」が記事にし、サイト内で発信していく。

(ｲ)　参画企業・団体によるアクションの促進

参画企業・団体による主体的アクションの展開を様々な手法で促進し、子供の笑顔につなげていくため、次に掲げる取組を推進する。

・子供の笑顔を育む先進的な取組を行う企業・団体への表彰

子供の笑顔を育む先進的な取組を実施する参画企業・団体を「こどもスマイルムーブメント大賞」として表彰している。受賞企業・団体の取組については、都がメディア等で広くＰＲし、子供を大切にする社会に向けた気運を一層高めていく。

(ｳ)　こどもスマイルムーブメントの普及啓発

こどもスマイルムーブメントとしての一体感を醸成し、認知度を向上するため、ロゴの活用やアンバサダーからの発信等により、都民や企業・団体など様々なターゲットに向けた情報発信等を展開している。

イ　区市町村に対する支援

子育てに全力で取り組む区市町村の先駆的・分野横断的な取組を支援するため、令和３年度に「子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業」を創設した。子供・子育てにやさしいまちづくりや、デジタルを活用した子供・子育て支援サービスの充実などの区市町村の取組に対する支援を通じて、行政分野の枠組みを越えた子供目線の取組を推進している。

(ｱ)　補助期間

最大３か年

(ｲ)　補助率

10/10（既採択自治体は補助率 1/2）

＜「子育てに全力で取り組む区市町村徹底支援プロジェクト」　令和６年度採択事業＞

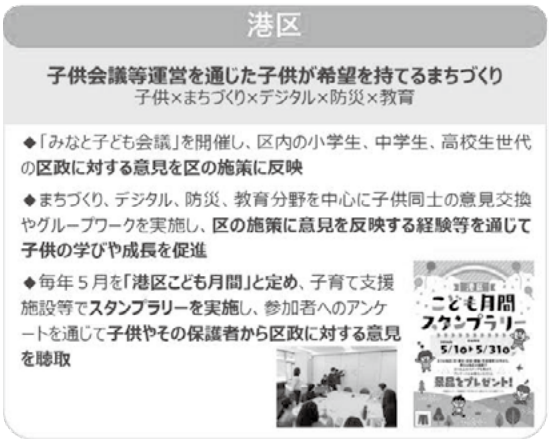

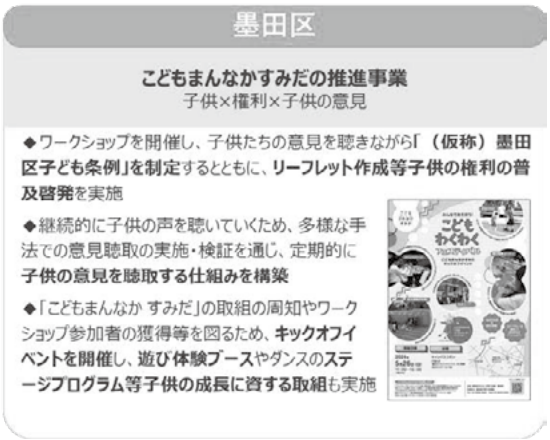

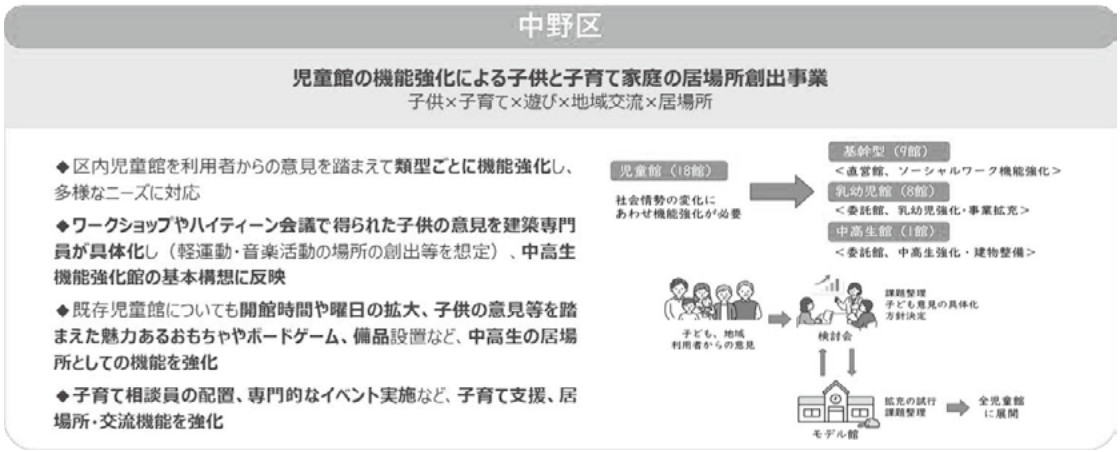

(9) 子供政策総合推進本部の運営

ア　設置の目的

子供政策を全庁的に推進する司令塔として、本部長を知事、副本部長を全副知事及び教育長、本部員を各局等の長とする子供政策総合推進本部（以下「推進本部」という。）を令和４年４月に設置した。

必要に応じて本部会議を招集し、子供政策の全体方針の共有や各局等の子供目線に立った取組の推進、先進事例等の共有等を図っている。

イ　子供政策連携推進チーム

推進本部の下に、子供政策連携推進チームを設置し、子供や子育て家庭が直面する複雑化・複合化した課題等に対し、分野横断的な視点に立って機動的に取組を推進している。

本チームは、検討テーマ毎に、関係局等の必要なメンバーで構成されている。

<u>検討テーマ</u>

- 乳幼児期の子育ち
- 学齢期の子育ち
- 学校の居心地向上
- 育ちを支える「つながり」の創出
- 子供の未来を育む「体験活動・遊び」の推進
- 子供を事故から守る環境づくり

- 新たな取組（思春期の「メンタルヘルス」増進・多様な「子供の居場所」創出・グローバルな感覚を育む機会の創出）

ウ　幹事会

推進本部の円滑な運営と、推進本部で提起された子供政策の着実な推進を図るため、幹事会を設置している。幹事会は原則として部長級職員によって構成され、全庁的な取組の推進に向けた具体的な方針や取組状況の確認を図っている。

２　少子化対策の企画・立案及び調整

少子化は、社会の存立基盤を揺るがす国家的な課題であり、国を挙げて真正面から向き合い、本質的な解決策を示すべきである。

日本の 2024 年の出生数は 70 万人を下回り、将来推計よりも約 15 年早く少子化が加速している。こうした予想をはるかに超える速さで進展している少子化の危機に対し、一刻の猶予もないとの認識の下、望む人が安心して子供を産み育てることができる社会の実現に向け、全庁的な視点に立ち、施策の企画・立案や各局等が行う施策の総合調整を行う。

(1)　「少子化対策の推進に向けた論点整理 2025」の策定

社会の存立基盤を揺るがす国家的な課題である少子化に対し、都はスピード感を持って、先駆的な政策を実践している。こうした中、2024 年は都内の婚姻数の増加など、出生数の増加につながりうる「明るい兆し」が見えてきている。

少子化の要因は複合的であり、何か一つの手立てを講じれば解決するものではない。見えてきた「明るい兆し」を「確かなもの」にするためには、最新のデータや知見を基に、少子化の背景・要因を丁寧に分析し、把握した課題や都民ニーズを踏まえ、為すべき施策を果断に進める必要がある。

そこで、各種データの整理や有識者ヒアリング、若年層及び子育て世代を対象とした意識調査等を踏まえ、出会い・結婚、妊娠・出産、子育て、育児と仕事との両立など、幅広い分野における来年度予算の政策検討の課題を整理した「少子化対策の推進に向けた論点整理 2025」を令和７年８月に取りまとめた。

「少子化対策の推進に向けた論点整理 2025」の内容

○ 東京都の主な少子化対策（令和７年度）

○ **都の基本スタンス**

- ✓ 少子化は、社会の存立基盤を揺るがす国家的な課題であり、国を挙げて真正面から向き合い、本質的な解決策を示すべき
- ✓ 都は、一刻の猶予もないとの認識の下、国への要望にとどまらず、以下の３点を基軸に、先駆的な政策を実践していく
  - ① 複合的な要因や都の特性等に対応して、多角的な観点から対策を実践
  - ② 望む人が結婚から妊娠･出産､子育てをしやすいように､ライフステージを切れ目なく支援
  - ③ 都・国・区市町村・民間企業等がそれぞれの役割のもと連携し、社会全体で取組を推進

○ **少子化の背景と要因**

- ✓ 少子化の要因は「婚姻数の減少」と「夫婦が持つ子供の数の減少」に大別される
- ✓ その背景には、社会のファンダメンタルズなどに起因する様々な要素が複合的に絡み合っており、結婚したい、子供を持ちたいという望みや、その実現に影響を与えている

○ **少子化の概況及び東京の特性**

- ✓ 様々な要素が複合的に絡み合い、急速に進む世界・日本の少子化
- ✓ 婚姻数と出生数は連動して推移
- ✓ 晩婚化・未婚化が進行し、若年女性の出生率は低下
- ✓ 晩産化の進行や生涯無子率の上昇とともに、夫婦の子供数が緩やかに減少
- ✓ 東京は若者の転入が多く、20 代後半の人口が多い
- ✓ 東京は 30 代での出産が多く、また、夫婦ともに正社員が多い

○ **今後の政策検討課題**

- ✓ 分野ごとの現状・分析や都の特性、国や区市町村、民間企業との役割分担等を踏まえ、より実効性の高い施策を構築
- ✓ 様々な政策分野ごとに、制度の根幹に立ち返りながら、支援のあるべき方向性について多角的に検討

【政策分野ごとの検討課題】

（出会い・結婚）

- ● 望む人が一歩踏み出す後押しとなる取組を推進

（妊娠・出産）

- ● 安心して妊娠・出産できる環境整備を促進

（子育て期の支援）

- ● 全ての子供・子育て家庭に対し､ライフステージを通じた切れ目ない支援を展開

（教育・住宅）

- ● 子育て世帯の実態に応じた教育支援を充実
- ● 子育て世帯等が安心して生活できる住宅確保策を推進

（就労環境・職場環境）

- ● 若年層や子育て世帯の経済基盤を充実
- ● 望む人が安心して結婚、妊娠・出産、子育てできる労働環境の整備を促進

（社会気運・環境整備）

- ● 子供・子育てにやさしい社会づくりを推進

○ **取組のバージョンアップに向けて**

- ✓ 令和７年度の取組
  若年層及び子育て世代を対象とした意識調査、海外大都市における少子化対策事例調査及び長期的な視点に立った効果検証

⑵ 少子化対策の推進

ア　少子化対策の総合調整

少子化対策を着実に推進するため、各局等の事業展開に関する総合調整を行っている。

＜過去の実績（主なもの）＞

・ 令和７年１月「東京都の少子化対策 2025」
　論点整理を踏まえ、令和７年度に実践する少子化対策の強化策と全体像を整理

・ 令和７年８月「少子化対策の推進に向けた論点整理 2025」
　都の少子化の現状や要因を深掘りし、令和８年度予算に向け政策検討における課題を改めて整理

イ　継続的な要因分析と長期的な視点に立った効果検証

実効性ある少子化対策を展開するため、最新のデータ整理や都民の意識調査、幅広い分野の有識者に対するヒアリング等を実施している。

令和７年度は、４月から６月にかけて若年層及び子育て世代を対象とした意識調査（オンラインアンケート・グループインタビュー）を実施した。また、有識者等の助言等も活用しながら、海外大都市における少子化対策事例調査、長期的な視点に立った効果検証の仕組みの構築に向けた検討等に取り組んでいる。

＜過去の実績（主なもの）＞

○ 令和５年度

・ 有識者等からの意見聴取

・ 若年層の結婚・子供に関する意識調査（オンラインアンケート）

○ 令和６年度

・ 有識者等からの意見聴取

・ 「少子化分析・検証フェロー」の設置

・ 若年層及び子育て世代を対象とした意識調査（オンラインアンケート・グループインタビュー）

・ 東京都内各地域の少子化に関する分析

・ 長期的な視点に立った効果検証の仕組みの構築に向けた検討

ウ　国との連携

社会全体で少子化対策を展開するに当たって、国の役割は重要であり、定期的に意見交換を行うとともに、少子化対策に資する政策の強化、制度改正等を要望している。

＜過去の実績（主なもの）＞

・ 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求等において、少子化対策に関する要求事項を取りまとめ

・ 関東地方知事会議（令和５年５月）において、都の提案により「望む人誰もが子供を産み育てやすい社会の実現に資する取組について」を取りまとめ

・ 子育て世帯に対する支援の充実・強化に関する緊急要望（令和５年 12 月）において、高等学校及び高等教育の授業料や学校給食費の無償化などの実現を国に要望

エ　区市町村に対する支援

「子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業」の少子化対策区分において、区市町村が地域の実情を踏まえて実践する少子化対策を積極的に後押ししている。

(ｱ) 補助期間

最大３か年

(ｲ) 補助率

10/10（既採択自治体は補助率 1/2）

＜「子育てに全力で取り組む区市町村徹底支援プロジェクト」　令和６年度採択事業＞

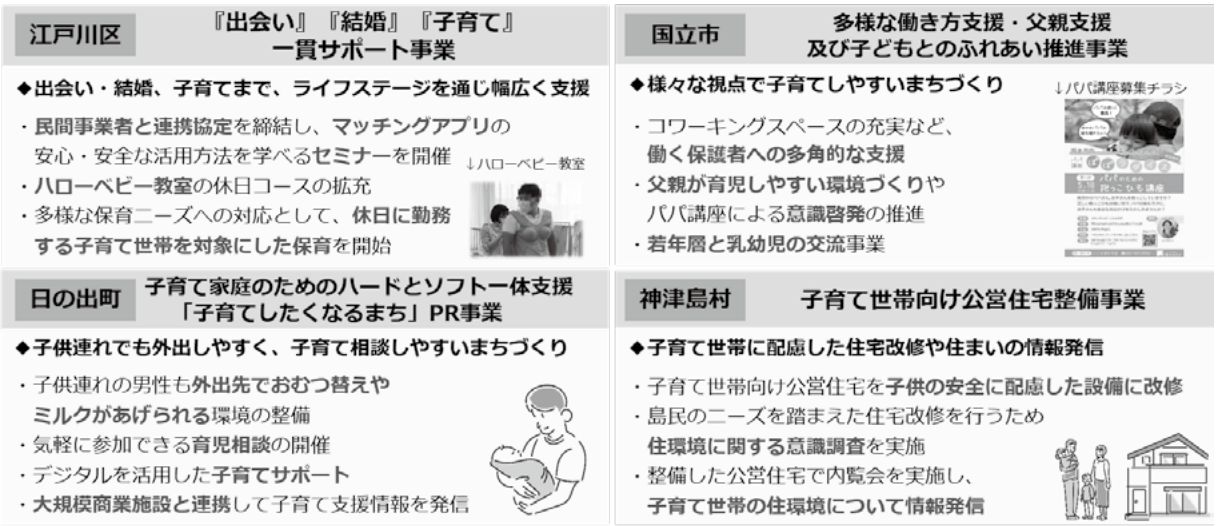

オ　若年層への戦略的な情報発信

若年層が抱える結婚や子育てに対する不安やネガティブなイメージを払拭し、安心感やポジティブな気運を醸成することを目指し、令和７年度から子育て支援情報等に係る若者向けの情報発信の取組を実施している。

３　思春期の子供から成人への移行期に当たる年代を対象とした既存の枠組みに収まらない新たな重要施策の企画・立案及び連携推進

思春期の子供から成人への移行期に当たる年代を対象とした、既存の枠組みに収まらない新たな重要施策の企画・立案及び事業を所管する関係局間の連携推進を図る。

⑴ 都版海外留学支援制度（大学生等向け）の実施（生活文化局に事業執行を委任）

コロナ禍を経て、日本人の海外留学者数が大きく減少する中、近年の急激な円安進行や物価高により留学費用が高騰し、留学することが一層困難なものになっている。世界で羽ばたくグローバル人材の育成を図るため、意欲ある大学生等が自ら留学計画を立て、海外に一歩踏み出せるよう、留学期間に応じた都独自の新たな海外留学支援を実施していく。（令和８年度の派遣開始に向け、令和７年度中に募集実施を予定）

⑵ 世界と伍して渡り合うことのできる人材像についての調査の実施

2050 年代の未来の東京を見据え、日本や東京の国際的なプレゼンスを高めるべく、世界と伍して渡り合うことのできる人材像についての調査を実施している。

参 考 資 料

東京都こども基本条例

令和 3 年 3 月 31 日 条例第 51 号

こどもは、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在である。

社会の宝であるこどもは、また社会の一員でもあり、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要がある。

こどもの権利条約（児童の権利に関する条約をいう。以下同じ。）では、こどもに対するあらゆる差別の禁止、こどもの最善の利益の確保、生命・生存・発達への権利及びこどもの意見の尊重を一般原則としている。

全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って、伸び伸びと健やかに育っていく環境を整備していかなければならない。

「こどもを大切にする」視点から、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもの目線に立った政策を推進していくことは、様々な人が共に暮らす、多様性に富んだ国際都市東京の使命である。

また、新型コロナウイルス感染症は人々の生活に大きな変化をもたらし、とりわけこどもへの影響は顕著である。いかなる状況下においても、こどもの幸福を追求していくことが何より重要であり、東京都がなすべき責務を明らかにしなければならない。

こうした認識の下、こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定め、こどもの健やかな成長に寄与することを目指し、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都（以下「都」という。）が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、こどもの健やかな成長に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「こども」とは、十八歳に満たない者をいう。なお、こどもに関する施策の実施に当たっては、次条の基本理念の実現を図る観点から、必要に応じて施策の対象とする範囲を定めるものとする。

（基本理念）

第三条 こどもは大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であるとの認識の下、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもを権利の主体として尊重し、こどもの最善の利益を最優先とすることで、全てのこどもが、今と将来への希望を持って伸び伸びと健やかに育っていけるよう、社会全体でこどもを育む環境を整備していかなければならない。

（こどもの権利）

第四条 都は、こどもの権利条約を踏まえ、こどもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとした、こどもの権利を尊重し、擁護するための施策を推進するものとする。

（こどもにやさしい東京の実現）

第五条 都は、社会全体でこどもを育み、こどもにやさしい東京を実現するため、こどもの目線に立った施策を率先して推進するものとする。

（こどもの安全安心の確保）

第六条 都は、こどもを犯罪、事故その他の危害から守るため、こどもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。

（こどもの遊び場、居場所づくり）

第七条 都は、こどもが伸び伸びと健やかに育つことができるよう、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）と連携して、こどもが過ごしやすい遊び場や居場所づくりなど、環境の整備を図るも

のとする。

（こどもの学び、成長への支援）
第八条 都は、こどもの学ぶ意欲や学ぶ権利を尊重し、こどもの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一人一人の個性に着目し、自立性や主体性を育むために必要な環境の整備を図るとともに、こどもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとする。

（子育て家庭、こどもに寄り添った多面的支援）
第九条 都は、様々な不安や悩みに直面する子育て家庭を支援するため、特別な支援や配慮を要するこども及び社会的養育を必要とするこどもへの施策をはじめ、多様な子育てと働き方のための環境の整備、専門的な相談、情報提供その他の状況に応じた適切な取組等、多面的な支援に努めるものとする。

（こどもの意見表明と施策への反映）
第十条 都は、こどもを権利の主体として尊重し、こどもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。

（こどもの参加の促進）
第十一条 都は、こどもが社会の一員として尊重され、年齢及び一人一人の発達段階に応じ、学校や地域社会等に参加することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

（こどもの権利の広報・啓発）
第十二条 都は、こどもの権利及び利益の尊重に関する広報その他の啓発を推進するものとする。

（こどもからの相談への対応）
第十三条 都は、こどもの不安や悩みを解消できるよう、こどもからの相談に対応する体制の充実並びに家庭、学校、地域社会及び関係機関等との連携強化に努めるものとする。

（こどもの権利擁護）
第十四条 都は、こどもの健やかな成長を支援するため、権利侵害その他の不利益を受けた場合等において、専門的知見に基づいて適切かつ迅速にこどもの救済を図ることができるよう、国、区市町村その他の関係機関と連携し、社会状況の変化に応じ、こどもの権利及び利益を擁護するための体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（こどもに関する計画の策定）
第十五条 都は、こどもに関する計画を策定するに当たっては、第三条の基本理念にのっとるものとする。

（こども施策を総合的に推進する体制の整備）
第十六条 都は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

（財政上の措置）
第十七条 都は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則
（施行期日）
１ この条例は、令和三年四月一日から施行する。
（検討）
２ この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行の状況及びこどもを取り巻く状況等について検討し、時代の要請に適合するものとするために必要な措置を講ずるものとする。
３ 前項の検討を行うに当たっては、こどもの意見を反映させるため、こどもの意見を聴く機会を設けるものとする。

子供政策連携室事業概要
令和７年版

登録番号（７）15

令和７年９月発行

編集・発行　東京都子供政策連携室
総合推進部総務課
東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
電話 03（5388）2165（ダイヤルイン）

印　刷　所　社会福祉法人　東京コロニー
東京都大田福祉工場
東京都大田区大森西二丁目22番26号
電話 03（3762)7611（代表）

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

R70
古紙配合率70%再生紙を使用しています
白色度70%再生紙を使用しています

HTT

電力を
へらす
つくる
ためる

Tokyo Tokyo